

地域防犯カメラ設置補助金 申請の手引

令和5年4月

横 浜 市

目次

- I 補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- II 手続きの流れ～申請準備から設置、交付まで～・・・・・・ P.3
- III 防犯カメラ設置の準備・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
- IV 補助金申請前に必要な許可手続き・・・・・・・・・・ P.6
- V 補助金交付申請書の提出～支払まで・・・・・・・・・・ P.8
- VI 維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
- VII Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・ P.13
- VIII 申請書類記載例、問合せ先一覧・・・・・・・・ P.17

はじめに

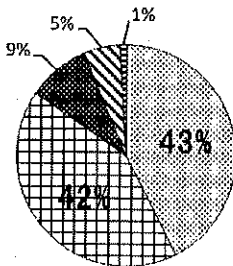
令和4年度は、過去に防犯カメラを設置した団体へのアンケートを実施し、以下のような結果が得られました。(回答団体数：206 団体)

本制度は、パトロールや見守りなど、地域の防犯活動を支援するための制度です。防犯カメラを設置したから安全ではなく、日頃の防犯活動と組み合わせた地道な取組が必要です。

Q 地域防犯カメラを設置したことにより、どのような効果を感じていますか。

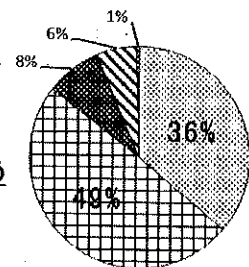
自治会町内会役員・会員の
防犯に対する意識が高まった

⇒約 85%がそう思う・
どちらかというと思う
と回答！



地域住民の安心感が
高まった

⇒約 85%がそう思う
・どちらかというそ
思うと回答！



□そう思う □どちらかというと思う ■どちらかというと思わない □そう思わない □未回答

I 補助制度の概要

1 制度の目的

この補助制度は、日頃から地域が自主的に取り組まれている防犯活動について支援するため、防犯カメラの設置費の補助を通して、地域主体の防犯力向上を目指すことを目的に実施するものです。防犯カメラを設置したから「安全」ではなく、防犯活動と組み合わせた地道な取組が必要です。

2 補助対象となる団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

※マンションの敷地内など、主に私有地を撮影する防犯カメラは補助対象外となります。

(私有地に設置し、公道など公共空間を撮影する防犯カメラは補助対象となります)。

4 補助対象経費

- ・防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
(防犯カメラ本体、録画装置等、独立柱 ※公道上に独立柱は設置できません)
- ・防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費

※補助対象外になるもの

新規設置ではなく更新のもの、レンタル・リースのもの、各種許可申請等に係る費用、機器の保守点検、電気料等の維持管理費、常時監視が可能になるモニター・PC、予備のSDカード等

5 補助率等

- ・補助率は 10分の9です。自治会町内会の負担は10分の1です。
- ・一台あたりの補助上限額は 210,000円です。
※補助金額は千円未満切り捨てとなります
- ・この事業は予算台数の範囲内で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

6 設置・管理運用

防犯カメラは、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示してください。

また、設置にあたっては、周辺住民の理解を得るとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように、運用基準等を定め、適正に管理運用してください。

7 補助金申請から補助金交付までのスケジュール

- ・ 4月から 防犯カメラ設置について関係各所へ相談、協議
(区役所地域振興課、警察署、電柱管理者(東京電力・NTT)、土木事務所等)
- ・ 7月31日まで 補助金交付申請書等を区役所地域振興課へ提出
- ・ 9月頃 申請団体に対し補助金交付決定を通知
※以降、機器購入・工事契約が可能となります。

(令和6年)

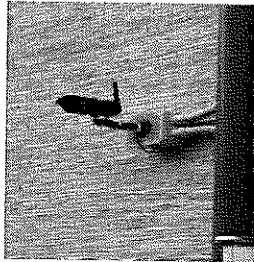
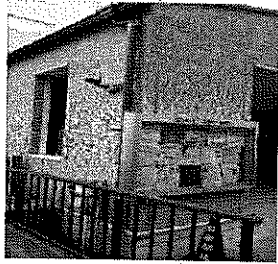
- ・ 2月中旬まで 防犯カメラ設置工事完了
申請団体から横浜市へ報告書類を提出します。
- ・ 3月頃 請求書を受け、申請団体へ補助金を交付します。

8 補助台数

これまで年間100台未満の補助実績となっていますが、令和5年度は本事業の予算を大幅に拡充し、150台の補助を実施する予定です。

地域防犯活動への支援

※43百万円(34百万円)※



令和5年度の実績概要

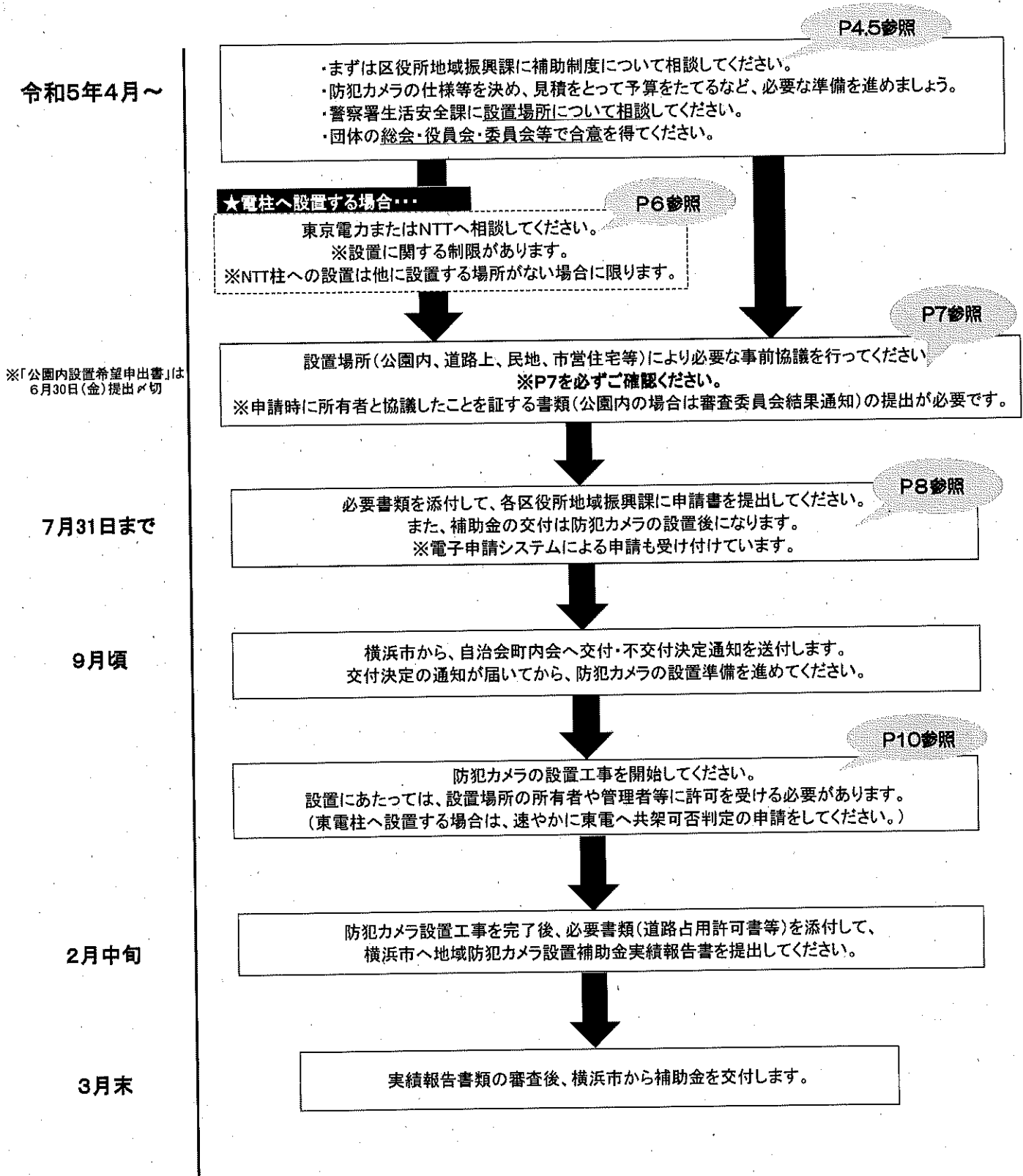
自治会町内会が設置する地域防犯カメラ設置費用の補助件数を大幅拡充(R4:100台⇒R5:150台)するなど、安全と安心につながる地域づくりのため、自治会町内会の皆様が行う地域防犯活動を強力に支援します。

拡充

<参考>過年度の補助実績

	申請		補助決定	
	団体数	台数	団体数	台数
H28年度	101	284	60	60
H29年度	67	120	67	85
H30年度	88	155	82	82
R元年度	88	137	86	94
R2年度	88	151	87	95
R3年度	79	128	78	85
R4年度	56	68	55	66

II 手続きの流れ～申請の準備から設置、交付まで～



Ⅲ 防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、地域等の合意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。そのために、以下の事項を参考としてください。

1 設置プランを作成する

設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点についてあらかじめ整理しておきましょう。

(1) 設置目的・必要性を検討する

…地域で取り組んでいるパトロールなどの活動を振り返り、例えば活動が手薄となっている箇所をカバーしたいなど、カメラ設置の目的を考えます。

(2) 設置場所・撮影範囲を検討する

…犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討しましょう。また、地域で不安に思っている場所も調べます。

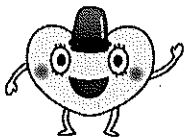
☆Point☆最寄りの警察署に相談しましょう。

警察署の生活安全課で防犯カメラ設置の相談を受け付けています。
申請の際、警察の助言を受けていることが必要となります。

→申請書類任意様式 P.24、27 参照

*防犯カメラ設置場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内の独立柱、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等



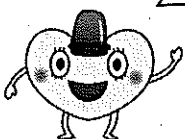
(3) 設置までのスケジュール・設置の許可等を確認する

…設置する場所に依じて、使用許可を得る必要があります。→P.6、10 参照
各種許可申請先を調べておきましょう。

☆Point☆

道路上や公園内、電柱に設置する場合は、申請から許可までに時間がかかる他、設置に関しての制限があります。

特に公園内への設置は、許可にかかる審査に時間を要するため、お早めの相談をおすすめします（設置希望申出書を提出する前の土木事務所との相談・調整や、審査会での審査にかかります）。



(4) 設置費用・維持管理費用の計画をたてる

…業者により設置費用は様々ですので複数の業者に設置費用の見積書を作成してもらいましょう。維持管理にかかる費用もあらかじめ考えておきましょう。

→防犯カメラの選定・設置などのご相談先はP.29 参照

→維持管理費についてはP.12 参照

(5) 管理・運用体制、管理・運用方法を決める

…プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成しましょう。

→運用基準の作成例はP.20 参照

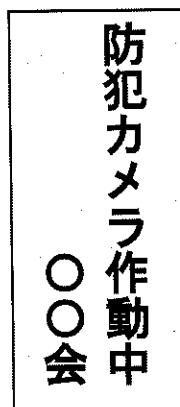
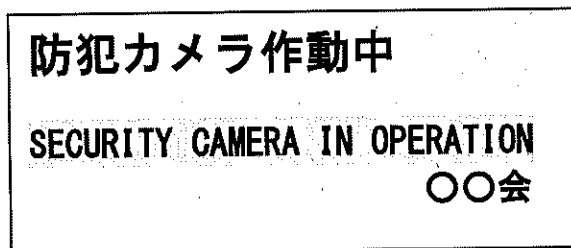
(6) 防犯カメラを設置していることの表示

…防犯カメラが設置されていることを表示してください。

防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラが存在していることを明示するのが有効です。また、プライバシー保護のためにも表示は必要です。

※通行者に認識されやすいよう、設置場所や大きさ、色など工夫しましょう。

【表示例】



2 地域の合意を得る

「1 設置プランを作成する」で作成した計画を、地域の方へ説明し、合意を得ましょう。

また、ポスティングなどの方法で、カメラ設置箇所周辺の住民にも説明をして必ず同意を得て下さい。

☆Point☆

補助金交付申請時に、防犯カメラの設置が自治会町内会の総会・役員会・委員会等で承認されたことを証する書類が必要となります。

地域に説明した内容や質問事項等を記録し、地域の合意を得ていることがわかるように書類を作成してください。→P.23 参照



IV 補助金申請前に必要な許可手続き

補助金交付決定後に必要な許可申請等手続きについては、P.10～をご確認ください。

設置場所により必要な手続き等が異なりますので、参考としてください。(その他手続きを求められる場合があります。)

1 電柱に設置する場合

民有地・道路上いずれの場合も電柱を設置している会社(東京電力・NTT)の許可が必要です。

区分	許可条件等	補助金申請前に必要な手続き	申請時添付書類	備考
東電柱	東京電力へ相談してください。 →P.29 参照	★電柱への設置希望について、東京電力へ相談してください。 ★東電柱への設置が初めての団体は、基本契約を行ってください。	★基本契約を行ったことを証する書類 (過去に東電柱へ設置したことのある団体は不要です。)	補助金の交付決定通知を受領後(9月頃)、速やかに電柱への共架可否判定を行ってください。
NTT柱	NTTへ相談してください。 →P.29 参照 ※NTT柱への設置は他に設置する場所がない場合に限りです。	★電柱への設置希望について、NTTと事前協議してください。	★事前協議を行ったことを証する書類 →P.24 参照	補助金の交付決定通知を受領後(9月頃)、共架許可申請・契約を行ってください。

<注意事項>

- 1) 東電柱への共架可否判定には660円/本かかります。共架可否判定結果には有効期限があるため、交付決定前に可否判定を行った場合、交付決定後に再度可否判定申込が必要になる可能性がありますのでご注意ください。
- 2) 電柱に設置する場合は、設置業者が電柱に登って作業をする資格があることを確認してください。
- 3) 防犯灯がついている電柱へカメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。防犯灯の光を遮るため、**防犯灯より下部へは設置できません(補助対象外となります)**。また、設置工事の際に防犯灯の向きを変えたり、防犯灯の引込線を分岐させるなど、防犯灯には触れないよう業者へ指示してください。
- 4) 横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯は、防犯カメラを設置できる強度が確保できていませんので、設置はできません。
- 5) 私道、民有地上の独立柱(中継柱含む)へのカメラの設置は所有者の承諾があれば設置できます。ただし、安全面等については自治会町内会でよく検討してください。
- 6) 防犯カメラ設置のために公道上に独立柱の新設はできません。

設置場所により次ページ(2)の手続きも必要です。

2 設置場所により必要な手続き → 問合せ先は P.28,29 を参照してください。

区分	許可条件等	交付申請前に必要な手続き	申請時添付書類	備考
道路上	<ul style="list-style-type: none"> ・車道上であれば路面から 4.5m 以上、歩道上であれば路面から 2.5m 以上の高さ^に設置しなければいけません。 詳しくは土木事務所へご確認ください。 ・道路工事等のため、防犯カメラの移設や撤去が必要となった場合は、自治会町内会の負担で対応をお願いします。 	<p>★土木事務所（道路管理者）との事前協議</p> <p>※協議には、<u>設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる</u> 図面・写真等をご準備ください。</p>	<p>★土木事務所と協議したことを証する書類 → P.24 参照</p>	<p>※電柱等が民有地内であっても、防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、<u>道路占用許可が必須</u>です。</p> <p>◎道路占用料は免除されます。</p> <p>※審査委員会での審査を受けなければ設置許可申請はできません。</p> <p>◎公園使用料は免除されます。</p>
公園内	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理者の許可が必要です。 ・一定の基準に適合するものに限り許可されます。 ・詳しくは土木事務所等へご確認ください。 ・審査及び設置許可には時間がかかります。（1 か月程度） ・土地建物等の所有者の承諾が必要です。 	<p>★土木事務所等へ公園内防犯カメラ設置希望申出書の提出</p> <p>※事前に必ず土木事務所との相談・調整を行ってください。</p> <p>※6月30日までに申請してください。</p> <p>★所有者との協議、設置の内諾</p>	<p>★審査委員会結果通知（設置可のもの）</p>	<p>※土地等使用承諾書でも可 → P.25 参照</p>
民有地等	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱や独立柱が民有地内であっても、防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可も必要です。 	<p>★土木事務所（道路管理者）との協議</p> <p>※協議には、<u>設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる</u> 図面・写真等をご準備ください。（電柱の許可申請等に使用したもので代用できます。）</p>	<p>★土木事務所と協議したことを証する書類 → P.24 参照</p> <p>（防犯カメラが公道の上空にかかる場合）</p>	
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の土地建物に設置する場合は目的外使用許可が必要です。指定管理者（市営住宅管理者）へご確認ください 	<p>★指定管理者（市営住宅管理者）との協議</p>	<p>★管理者と協議したことを証する書類 → P.24 参照</p>	

補助金交付決定後に必要な許可申請等手続きもごさいます。必ず P.10 をご確認ください。

V 補助金交付申請書の提出～支払までの流れ

☆申請手続きに関しては事前に区役所地域振興課に相談をしてください。(相談に行く前に電話連絡をお願いします) → P.26 参照

☆「IV 補助金申請前に必要な許可手続き」(P.6,7) を必ずご確認ください。

1 補助金交付申請書を提出する

(1) 申請受付期限

7月31日(月) ※必着

(2) 提出先

各区役所地域振興課

(3) 必要書類

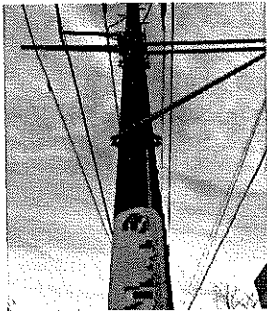
→様式類は P.17～25 を参照してください。

	書類名	説明
1	地域防犯カメラ設置補助金 交付申請書(第1号様式)	優先順位順に記載してください→P.17参照
2	地域防犯カメラ設置事業計画書 (第2号様式)	P.18参照
3	地域防犯カメラ設置事業収支計算書 (第3号様式)	・総事業費(複数台であれば、第3号様式の支出合計(B)の合計額)が100万円以上になると見込まれるとき、2社以上の市内事業者から見積書の徴収が必要です(100万円未満の場合は市外事業者可) ・1台につき1枚作成してください→P.19参照
4	見積書(経費内訳が分かる書類)	見積書の写し ※各種申請にかかる費用については、『諸経費』等にまとめず、別途各項目を明記してください
5	地域防犯カメラ設置運用基準 (任意様式)	「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に則って策定してください→P.20参照
6	地域防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類	設置する地域の自治会町内会の総会、役員会、委員会等で下記の事項が承認された旨が載っている議事録の写し等 ア 防犯カメラ設置の可否 イ 防犯カメラの設置場所及び構造 ウ 利用計画・利用規約 エ 設置費及び資金計画 →P.23参照
7	設置場所を明記した図面(地図等)	設置場所と撮影範囲を明記→P.15参照
8	設置場所の写真	設置場所と撮影範囲の写真→P.9、16参照
9	防犯カメラ・録画機器の仕様が分かる書類	設計書、仕様書、カタログの写し等
10	設置場所の許可等に係る 書類(書式の写し、任意様式)	警察署と協議していることが必要です →P.24参照

＜申請書類番号8 設置場所の写真例＞

部分ではなく全景がわかるようにお願いします。

※できる限り多方向から撮影した写真をご提示ください

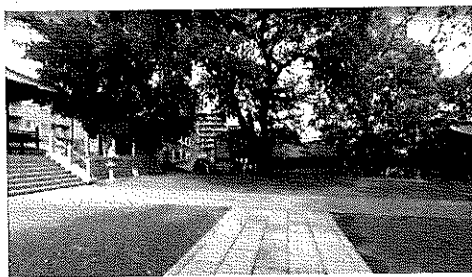


悪い例（寄り過ぎている）

設置位置を記入する
※横浜市所有の防犯灯
より下部への設置は不可



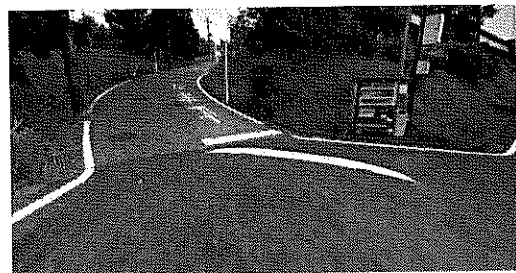
良い例（全景が確認できる）



補助対象外の例

（道路などの公共空間を撮影していない）

※写真は神社の境内を撮影しているため対象外。マンションや集合住宅の敷地内・自治会館の敷地などの撮影も補助対象外です。



補助対象となる例

（公共空間を撮影している）

＜参考＞ 過去に申請した自治会町内会は申請書類の一部を省略できます！

過去に地域防犯カメラ設置補助金の申請をしたことがある団体は、下記の書類を省略できます。

- ①過去に地域防犯カメラ設置補助金の申請をしたことがある団体
- ・事業計画書
 - ・運用基準

- ②過去に申請して補助金交付とならなかったが、今年度同じ場所で設置を希望する場合
- ・①で示した書類
 - ・防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類
 - ・設置場所等を明記した図面（地図等）
 - ・設置場所の写真
 - ・防犯カメラ等の仕様が分かる書類（同一機種の場合）

【必ず提出していただく書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・見積書
- ・設置場所の許可等に係る書類
（土木事務所との協議書、東電・NTTとの事前協議書等）

2 交付決定通知書を受け取る（9月頃）

申請書類の審査後、「交付決定通知書」、「実績報告書様式」を送付いたします。

交付決定を受けたあと、地域防犯カメラの設置等を実施してください。

※申請内容に変更等が生じる場合は、設置工事前に必ず市民局地域防犯支援課に連絡してください。

3 補助金交付決定後に必要な許可手続きを行う

設置場所、設置箇所によって必要な手続きが異なります。必ず所有者・管理者の許可を得てから設置工事をしてください。

(1) 電柱に設置する場合

区分	交付決定後に必要な手続き	実績報告時添付書類	備考
東電柱	★東京電力へ共架可否判定申請・契約手続き ※東京電力へ補助金交付決定通知書の写しを提出してください。	特になし	・共架可否判定には660円/本がかかります。
NTT柱	★NTTへ共架許可申請・契約手続き ※警察署が押印の協力依頼書が必要です。 ※NTTへ補助金交付決定通知書の写しを提出してください。	★添架工事着工届の写し	

(2) 設置場所により必要な手続き

区分	交付決定後に必要な手続き等	実績報告時添付書類	備考
道路上	★土木事務所へ道路占用許可申請、減免申請 ※土木事務所への提出書類のうち、補助金申請書類の写しで代用できるものがあります。あらかじめコピーして保管しておいてください。 ※占用許可を受けてから設置工事をしてください。	★道路占用許可書の写し	※防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可が必要です。 ※占用許可には時間がかかります。
公園内	★土木事務所等へ公園施設設置許可申請・減免申請 ※土木事務所から公園施設設置許可を受けてから、設置工事をしてください。	★公園施設設置許可書の写し	※審査及び設置許可には時間がかかります。
民有地等	(土地建物や既存のポール等へ共架の場合) ★所有者に土地等使用承諾書を記載してもらおう。 ※所有者から使用承諾書を受けてから設置工事をしてください。	★土地等使用承諾書 (他人の敷地や構造物を使用する際に、必要です。)	
	(防犯カメラが公道の上空にかかる場合) ★土木事務所へ道路占用許可申請・減免申請 ※占用許可を受けてから設置工事をしてください。	★道路占用許可書の写し	※占用許可には時間がかかります。
市営住宅	★指定管理者に目的外使用許可申請 ※目的外使用許可を受けてから設置工事をしてください。	★目的外使用許可書の写し	※許可には時間がかかります。

4 実績報告書を提出する（2月中旬）

地域防犯カメラの設置が完了しましたら、速やかに「実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、市民局地域防犯支援課または各区地域振興課に提出してください。

領収書の宛名は必ず「補助金を申請した自治会・町内会名」としてください。

※詳細は交付決定通知を送付する際にご案内します。

★提出書類

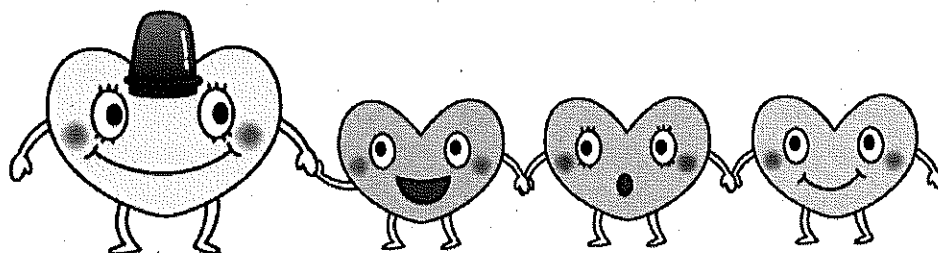
- (1) 設置業者からの請求書（内訳が分かるもの）
- (2) 領収書の写し（補助対象カメラのみのもの）
- (3) 防犯カメラ設置位置、撮影方向を記した地図
- (4) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (5) 設置場所の使用等に係る書類の写し ※前項3をご確認ください
（道路占用許可書、公園施設設置許可書、添架工事着工届の写し（NTT）等）

※経費の支払いにクレジットカードを使用した場合、または、現金で支払いをし、ポイントカードにポイントが付与された場合は補助対象外となります。

5 額確定通知書を受け取り、請求書を提出する

事業報告書類の審査後、申請団体の代表者に「地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書」と「地域防犯カメラ設置補助金交付請求書」をお送りします。

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに地域防犯支援課に提出してください。請求書に基づき、振り込みにより補助金を交付します。



VI 維持・管理について

1 防犯カメラの保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

（保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象となりません。自治会・町内会負担となります。）

【参考】防犯カメラ維持管理にかかる費用

・電気代約 4,000 円/年程度かかります。そのほか、電柱に設置する場合は電柱共架料が必要となります。電柱共架料については東京電力、NTTへお問い合わせください。

→P.29 参照

2 定期点検

防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損はないか」などの点検を行ってください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。※カメラの落下などで事故が発生した場合は設置者の責任となります。

3 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、適切な管理を図るため管理責任者を指定してください。

4 継続使用

設置後、5年間は継続して運用してください。

5 防犯カメラの運用基準の作成、画像データの取扱い

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、画像データが外部に漏れることのないよう、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成し、遵守してください。→ひな形をお示しします。P.20参照

警察署から画像の提供等の要望があった場合の対応については、まずは要請のあった警察署とご相談いただき、対応の判断をしてください。

インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとってください。

Ⅶ Q&A

補助額はいくらとなるのか？

防犯カメラ1台ごとに、補助対象経費の10分の9を補助します。
一台あたりの補助上限額は210,000円です。
※4年度から補助上限額が変わりましたのでご注意ください。

【補助金額と団体の負担額の算出例】

例1 防犯カメラと設置費用の合計が23万4千円の場合

$23万4千円 \times 0.9$ (補助率) = 21万円 (上限、千円未満切り捨て) …補助額

$23万4千円 - 21万円 =$ 2万4千円 …団体の負担額

例2 防犯カメラと設置費用の合計が30万円の場合

$30万円 \times 0.9$ (補助率) = $27万円 >$ 21万円 …補助額

※30万円に補助率を乗じて得た額が補助上限額を超えるため、補助額は上限額である21万円となります。

$30万円 - 21万円 =$ 9万円 …団体の負担額

例3 防犯カメラと設置費用の合計が15万円の場合

$15万円 \times 0.9$ (補助率) = 13万5千円 …補助額

$15万円 - 13万5千円 =$ 1万5千円 …団体の負担額

申請したものはすべて補助されるのか？

この事業は予算台数の範囲内で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

どんなカメラを設置したらいいのか？

公益社団法人日本防犯設備協会 (<https://www.ssaj.or.jp/>) が定める、優良防犯機器認定基準 (RBSS 基準) に適合している製品を推奨します。

※ 設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので複数の専門業者に相談してください。→P.29 参照

(スペックの目安)

・有効画素数：約130万画素 ・microSDカード (最大64GB) 対応 等

※ 設置費用は業者により異なりますので、複数の業者から見積書をお願いしましょう。

警察署は相談に乗ってくれるのか？

各警察署生活安全課で防犯カメラ設置に関する相談を受け付ける体制になっています。お気軽にご相談ください。※申請の際、警察の助言を受けていることが必要です

→P.27 参照

土木事務所との協議には、なにを持っていけばよいのか？

協議には、設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる図面・写真等が必要です。（電柱の場合は、東京電力の可否判定やNTTとの協議に使用したものを代用できますので、書類一式を持参してください。）

相談に行く場合は、あらかじめ電話連絡をお願いします。→P.28 参照

防犯灯がついているポールや中継柱に防犯カメラを設置することはできるか？

横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯や中継柱は、防犯カメラを設置できる強度が確保できていません。そのため、カメラの設置はできません。

また、自治会町内会が所有する鋼管ポール防犯灯や中継柱に設置する場合は、強風時（60m/秒）を想定した強度計算を行うなど設置業者と安全面についてよく検討してください。（強度計算の結果などを添付してください）

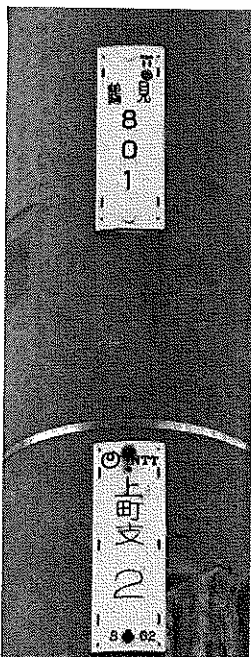
なお、自治会町内会が所有する防犯灯のポールは、腐食が進んでいる可能性があるため、防犯カメラの設置はおすすめしません。

※防犯灯の灯具の下にカメラは設置できません。

東電柱、NTT柱の見分け方は？

電柱の所有者の見分け方は次のとおりです。

- (1) プレートが1枚ついている場合
付いているプレートに記載の会社が電柱の所有者となります。
 - (2) プレートが2枚ついている場合
東京電力のプレートに記載の番号を確認してください。
東京電力のプレートの番号が001～599の場合は東電柱
東京電力のプレートの番号が600番以降の場合はNTT柱
 - (3) プレートがついていない場合
プレートがついていない電柱へ申請される場合は、東京電力、NTTへお問い合わせください。
- ※ 電柱に登る場合には許可が必要となりますので、プレートの確認等の際にはご注意ください。



民有地の所有者が不明な場合は？

まずは近所の方へ聞いてみてください。近所の方が知っていて判明する場合があります。

私道や民有地の使用に対し許可が取れない場合は？

土地等使用承諾書等の提出がない民有地部分については申請を行うことができません。

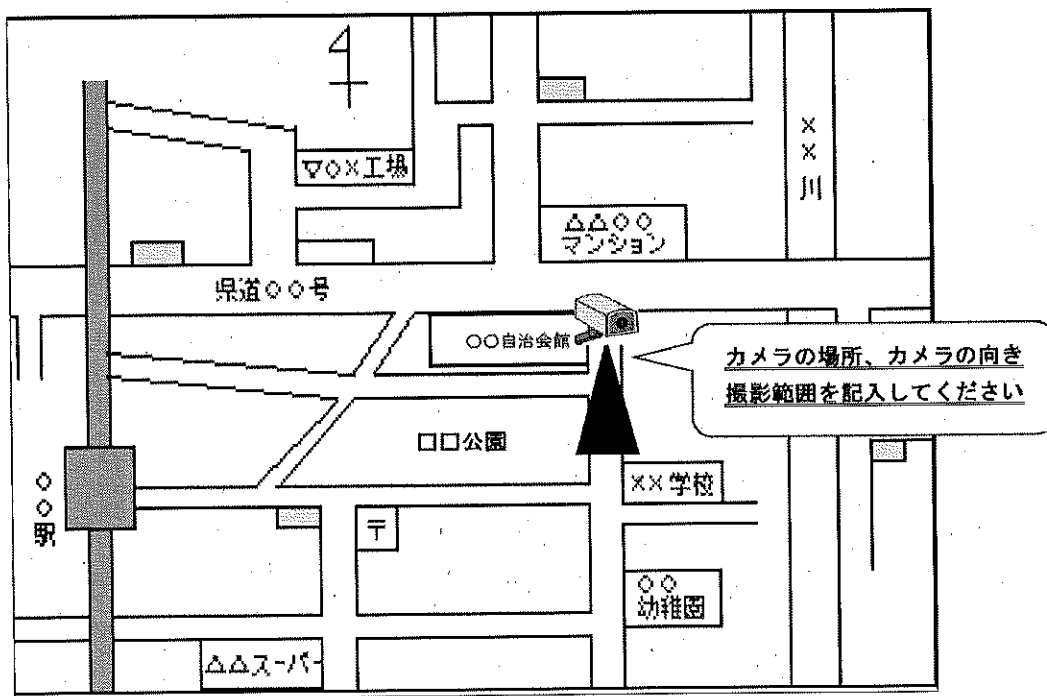
提出書類の「設置場所を明記した図面（地図等）」はどのようなもの？

設置したい場所の把握ができ、どの向きでカメラをつけたいかが判断できればどんな様式でも構いませんが、設置箇所特定の目印にもなるため、分かっている限りの情報をご記入ください。

※「〇〇公園前」、「〇〇さん宅横」など、場所が特定できる程度の地図の作成をお願いします。

※占有許可に係る協議・相談等の際に使用された図面をもとに作成いただいても構いません。

設置場所地図作成例



- ・ □□公園向かいの〇〇自治会館の東側壁に設置
- ・ ××小学校、◇◇保育園の方向を撮影

提出書類の「設置場所の写真」とはどのようなもの？

設置場所、撮影方向の全景がわかる写真の提出をお願いします。

設置場所とカメラの撮影方向どちらの写真もご提出ください。

※できる限り多方向から撮影した写真をご提出ください

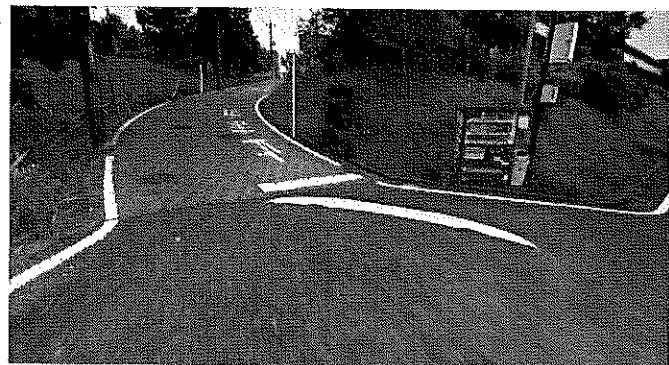
※道路などの公共空間を撮影していないものは補助対象外となります。同様に、マンションや集合住宅の敷地内・自治会町内会館の敷地などを撮影するものも補助対象外となります。

撮影場所の写真



撮影箇所の全景が確認できる

撮影範囲の写真



公共空間を撮影している

警察から画像の提供を求められたら、どうすればよいのか？

まずは要請のあった警察署にご相談ください。

防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任は？

設置者の責任となります。

防犯カメラを撤去したいときは？

設置後、5年間は継続して運用してください。

Ⅷ 申請書類記載例、問合せ先一覧

第1号様式（第7条第1項）

記載例

横浜市長

年 月 日

ふりがな
団体名
所在地

ふりがな
代表者氏名
住所
電話番号

申請する自治会町内会名、代表者名および
所在地、住所を記入してください。
※自治会町内会名の表記をご確認ください
（「一丁目」と「1丁目」など）
※押印は不要です

地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

地域防犯カメラ設置事業について、標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則139号）及び横浜市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱を遵守します。

- 1 補助事業の着手及び完了の予定期日
補助金交付決定通知をうけた日～当該年度（2月）まで

千円未満は切り捨て

- 2 交付申請額
金 円（ 台）

- 3 設置場所（住所）
※複数台申請する場合は優先順位の高い順に記載してください。
※過去に申請したことがある場合は申請年度を
※過去に申請したことがあり、設置場所が同じ場合は

初めて申請する場合は住所のみ記載してください。

優先順位	設置場所の住所	過去の申請年度	設置場所が同じ
1	横浜市〇〇区〇〇町1-2-3	年度	<input type="checkbox"/>
2	横浜市〇〇区〇〇町4-5-6	令和3年度	<input checked="" type="checkbox"/>
3		年度	<input type="checkbox"/>

書類は、担当者の方宛にお送りいたします。

過去に同じ場所に申請したことがある場合には、申請した年度を記入し✓してください。

- 4 担当者連絡先 ※ 平日日中に連絡がとれる方

(郵便番号) (住所)

(氏名) (電話)

(メールアドレス)

(FAX)

平日日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

地域防犯カメラ設置事業計画書

1 地域における犯罪発生状況、特徴

※強盗・放火・強制わいせつ事件等、地域で問題となっている現状などを記載してください。

今年度に入り、当該地域において空き巣が多発し、また、女性を狙った痴漢も数件発生している。当該地域は住宅街で車や人通りが少ない日中に発生しており、夜間の防犯パトロールだけでは防ぐことが難しい。

地域の犯罪発生状況を詳しく記入してください。
(犯罪の種類・件数、地域の特徴など)

2 団体として従来取り組んでいた防犯活動の内容

週2日、水・金の18時から19時にかけて、防犯カメラ設置予定場所を含む周辺地域を徒歩によるパトロールを実施

地域で行っている防犯活動を詳しく
記入してください。
(活動頻度や内容など)

3 地域防犯カメラ設置の目的

上記現状を踏まえて、地域の防犯パトロールの実施と合わせて防犯カメラを整備することで、犯罪を抑止し、地域の安全を図る。

記載例

カメラ一台につき一枚作成してください。

第3号様式（第7条1項）

地域防犯カメラ設置事業収支計算書

千円未満は切り捨て

(※1台につき、1枚作成してください。)

科目	金額	備考
収入の部 ・地域防犯カメラ設置補助金 （補助対象経費の10分の9 上限210,000円 千円未満切り捨て） ・自治会費	¥210,000 ¥29,000	設置場所 ○○区○○町 123番地45番
収入合計 (A)	¥239,000	
支出の部 地域防犯カメラ設置事業 （内訳は見積書のとおり記載してください） ※ただし、各種許可申請費、機器の維持管理費、予備物品の購入費等は補助対象外となります。 ・「防犯カメラ設置費用一式」等と記載せず、 <u>見積書に書かれた内訳を細かく記載</u> してください。 ・複数台の場合、労務費等経費はまとめて記載せず <u>台数割り額を記載</u> してください。	¥239,000	金額内訳 防犯カメラ 100,000円 ○○代 15,000円 労務費 30,000円 ○○費 23,000円 ○○費 20,000円 諸経費 20,000円 消費税 26,000円 (補助対象外) 申請費用 5,000円
支出合計 (B)	¥239,000	

寄付金等があった場合は自治会費に含めてください。

申請費用は補助対象外のため、この部分の9割（千円未満切り捨て）が補助金額になります。

補助金の補助対象外経費になります。東電の申請にかかる費用等も補助対象外です。

<確認事項チェック>

収入の部、支出の部の金額について、以下の項目に☑してください。

- 1 収入の部の補助金額が1台当たりの上限額（210,000円）以内である
- 2 収入の部の補助金額が千円未満切り捨てになっている
- 3 (A) と (B) が同額である
- 4 許可申請等に関わる経費が記載されている
- 5 支出の部の内訳が見積書のとおり記載されている

作成例

〇〇会地域防犯カメラ運用基準

1 目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、〇〇会（以下、当会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

2 定義

- (1) 地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。
- (2) 画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3 地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

- (1) 特定個人及び建物等を撮影対象とすること。
- (2) モニター等を利用して常時監視を行うこと。

一例として、管理運用委員会に会長を含み、会長が委員長を担うこととしていますが、地域でよく確認し、運営ができる委員会を設立しましょう。

4 管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「〇〇会地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

- (1) 管理運用委員会は、当会の正副会長を含む委員〇名で構成する。
- (2) 委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、当会会長が担うものとする。
- (3) 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- (4) 管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

5 管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は7日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（SDカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「9」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

8 目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 画像データ等の閲覧

「9」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

(1) 閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

(2) 閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。
閲覧については、2名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11 画像データ等の持ち出し

「9」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

- (1) 持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。
- (2) 持ち出し作業は、2名以上の委員立ち合いのもと行うものとする。
- (3) 持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。
- (4) 持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12 苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13 保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14 保守・維持管理のための積立金について

地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

15 その他

保守・維持管理のために、運用基準に積立金を行う旨を設ける場合の記載例

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

附 則

- 1 この運用基準は○年○月○日から施行する。

作成例

任意様式

〇〇会〇月 (役員会・総会・理事会等) 会
議事内容

日時：〇年〇月〇日

場所：〇〇会館

参加者：〇〇会長、〇〇副会長、他役員〇名

議題：地域防犯カメラ設置について

内容：会長より防犯カメラ設置について、出席者に対し説明を実施。

以下の内容で設置に関して了承を得た。

- ・設置場所：〇〇町〇番地（例）
東電柱（〇〇様宅の壁づけ 等）
- ・台数：1台
- ・その他：（横浜市の補助制度を利用する・運用基準に則って運用を行う等、説明した内容を記載してください）

質疑：

Q：データはどのように管理するのか？

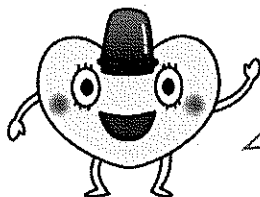
A：カメラにSDカードが内蔵されており、自動的に上書き保存される。

Q：工事はどこへ・いくらで依頼するのか？

A：資料添付の見積書の通りである

（等、説明した内容を記載してください）

☆設置場所周辺住民への説明：〇月〇日 〇〇様へカメラの設置について説明し、了承を得た。



※あくまで例文です。

役員会・総会・理事会等で議決する際に、話し合う必要のある点の参考にしてください。

※総会以外の会議で決定した場合は参加者以外にもポスティングなどでお知らせして同意を得てください。

※カメラ設置箇所周辺の住民にも説明をして同意を得てください。

作成例

任意様式

申請する団体名、代表者名を記入
 ※団体名の表記をご確認ください
 (「一丁目」と「1丁目」など)

団体名 ○○会
 代表者氏名 横浜 太郎

地域防犯カメラ設置に係る関係機関との協議について

地域防犯カメラの設置に向け、現在、次のとおり関係機関と協議を行っています。
 現時点では、地域防犯カメラの設置にあたり、支障となる点は概ねありません。

【必ず記載してください】

地域防犯カメラの設置位置等についての警察署との協議

協議日： 年 月 日

協議先： 警察署 課 担当者：

協議内容 (アドバイス)：

警察署へ防犯カメラ設置に関する相談をした日付、警察署名、課名、担当者名、協議内容を記載してください。

【該当があれば記載してください】

設置予定場所	設置予定台数	協議先
<input checked="" type="checkbox"/> 道路上 <input checked="" type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()	1台	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○月○日 ○○土木事務所 担当○○ ・ ○月○日 NTT東日本 担当○○
<input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()		協議を行った日、協議先、担当者等を記入してください。
<input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()		

作成例

任意様式

この承諾書様式は、土地だけでなく
独立柱、壁、屋根などの使用承諾の
際にもご利用ください。

土地等使用承諾書

〇〇会

会長 横浜 太郎 様

承諾者の方の氏名等を記入して押印
※自署した場合は押印を省略できます。
※スタンプ印は無効です。
※団体名の表記をご確認ください
(「一丁目」と「1丁目」など)

承諾者(土地等所有者)

住 所 〇〇区〇〇町

氏 名 〇〇 〇〇

印

下記の、地域防犯カメラ設置に伴う〇〇を使用することを承諾します。

記

住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇
区 分	例 土地、独立柱、壁、屋根など

1 期間

本日から地域防犯カメラ及び地域防犯カメラに係る設備の存するまで

2 使用料

月額〇〇円

使用料があれば記載してく
ださい。

■補助金申請に関するお問い合わせ先（区役所地域振興課一覧）

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

名称	所在地	電話番号
鶴見区役所地域振興課	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	510-1687
神奈川区役所地域振興課	神奈川区広台太田町3-8	411-7095
西区役所地域振興課	西区中央一丁目5番10号	320-8391
中区役所地域振興課	中区日本大通35番地	224-8131
南区役所地域振興課	南区浦舟町 2-33	341-1235
港南区役所地域振興課	港南区港南4-2-10	847-8391
保土ヶ谷区役所地域振興課	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6302
旭区役所地域振興課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091
磯子区役所地域振興課	磯子区磯子3-5-1	750-2393
金沢区役所地域振興課	金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7801
港北区役所地域振興課	港北区大豆戸町26-1	540-2235
緑区役所地域振興課	緑区寺山町118番地	930-2233
青葉区役所地域振興課	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2299
都筑区役所地域振興課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2234
戸塚区役所地域振興課	戸塚区戸塚町16-17	866-8415
栄区役所地域振興課	栄区桂町303-19	894-8391
泉区役所地域振興課	泉区和泉中央北5-1-1	800-2397
瀬谷区役所地域振興課	瀬谷区二ツ橋町190番地	367-5691

■設置場所・犯罪発生状況に関する相談先（警察署一覧）

※お気軽にご相談ください。相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

名称	所在地	電話番号
加賀町警察署	中区山下町203	641-0110
山手警察署	中区本牧宮原1-15	623-0110
磯子警察署	磯子区磯子1-3-5	761-0110
金沢警察署	金沢区泥亀2-10-1	782-0110
南警察署	南区大岡2-31-4	742-0110
伊勢佐木警察署	中区山吹町2-3	231-0110
戸部警察署	西区戸部本町50-6	324-0110
神奈川警察署	神奈川区神奈川2-15-3	441-0110
鶴見警察署	鶴見区鶴見中央4-33-9	504-0110
保土ヶ谷警察署	保土ヶ谷区川辺町2-7	335-0110
旭警察署	旭区本村町33-5	361-0110
港南警察署	港南区港南中央通11-1	842-0110
港北警察署	港北区大豆戸町680-1	546-0110
緑警察署	緑区台村町135-14	932-0110
青葉警察署	青葉区市ヶ尾町29-1	972-0110
都筑警察署	都筑区茅ヶ崎中央34-1	949-0110
戸塚警察署	戸塚区戸塚町3158-1	862-0110
栄警察署	栄区桂町320-2	894-0110
泉警察署	泉区和泉町5867-26	805-0110
瀬谷警察署	瀬谷区二ツ橋町213-1	366-0110
横浜水上警察署	中区海岸通1-1	212-0110

■道路上・公園内の設置に関するお問い合わせ先（土木事務所一覧）

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

※相談の際には、設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる図面・写真等が必要です。（電柱の場合は、東京電力の可否判定やNTTとの協議に使用したものを代用できますので、書類一式を持参してください。）

名称	所在地	電話番号
鶴見土木事務所	鶴見区鶴見中央3-28-1	510-1669
神奈川土木事務所	神奈川区神大寺2-28-22	491-3363
西土木事務所	西区浜松町12-6	242-1313
中土木事務所	中区山下町246	641-7681
南土木事務所	南区浦舟町2-33	341-1106
港南土木事務所	港南区丸山台1-9-10	843-3711
保土ヶ谷土木事務所	保土ヶ谷区神戸町61	331-4445
旭土木事務所	旭区今宿東町1555	953-8801
磯子土木事務所	磯子区磯子3-14-45	761-0081
金沢土木事務所	金沢区寺前1-9-26	781-2511
港北土木事務所	港北区大倉山7-39-1	531-7361
緑土木事務所	緑区十日市場876-13	981-2100
青葉土木事務所	青葉区市ヶ尾町31-1	971-2300
都筑土木事務所	都筑区茅ヶ崎中央32-1 (都筑区総合庁舎4階)	942-0606
戸塚土木事務所	戸塚区戸塚町2974-1	881-1621
栄土木事務所	栄区小菅ヶ谷1-6-1	895-1411
泉土木事務所	泉区和泉中央北5-1-2	800-2532
瀬谷土木事務所	瀬谷区三ツ境153-7	364-1105

■ 市営住宅への設置に関するお問い合わせ先（指定管理者一覧）

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

区名	指定管理者	電話番号
鶴見区、神奈川区	(株) 東急コミュニティー	311-0028
西区、中区、南区、保土ヶ谷区	(株) 東急コミュニティー	243-6791
港南区、戸塚区	横浜市住宅供給公社	842-1999
旭区	(一社) かながわ土地建物保全協会	459-9520
磯子区、金沢区、栄区	(一社) かながわ土地建物保全協会	778-4426
港北区、青葉区、都筑区	(株) 東急コミュニティー	910-1840
緑区	(株) 東急コミュニティー	983-0590
泉区、瀬谷区	横浜市住宅供給公社	391-9661

■ 電柱への設置に関するお問い合わせ先

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

・東電柱に設置

東電タウンプランニング株式会社

共架業務グループ（共架コールセンター）

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20

TEL：048-637-3970

・NTT柱に設置（他に設置する場所がない場合に限りです）

株式会社NTT東日本南関東

アクセスオペレーションセンタ アクセスカスタマ部門添架担当

東京都小金井市前原町3-36-21 NTT小金井ビル2F

TEL：042-312-9009（9:00～17:00）

■ 防犯カメラの選定・設置などのご相談先

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

・神奈川県電機商業組合

横浜市南区宿町2丁目41番地

TEL：741-3041 FAX：741-3044

Eメール：kanagawa@zds.or.jp

受付時間：月曜日から金曜日の午前 9:00 から午後 4:00

・神奈川県防犯セキュリティ協会

横浜市中区本牧間門36-1 3ライコムビル3F

TEL：263-8497 FAX：263-8498

ポイント！ 業者により設置費用は様々ですので複数の業者に見積書を作成してもらい
ましょう。

■地域防犯カメラ設置補助金制度全般に関するお問い合わせ
横浜市市民局地域防犯支援課
TEL 671-3705

本手引・申請様式につきましては以下のURLからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

任意様式

団体名
代表者氏名

地域防犯カメラ設置に係る関係機関との協議について

地域防犯カメラの設置に向け、現在、次のとおり関係機関と協議を行っています。
現時点では、地域防犯カメラの設置にあたり、支障となる点は概ねありません。

【必ず記載してください】

地域防犯カメラの設置位置等についての警察署との協議

協議日： 年 月 日

協議先： 警察署 課 担当者：

協議内容 (アドバイス)：

【該当がある場合は記載してください】

設置予定場所	設置予定台数	協議先
<input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()		

地域防犯カメラ運用基準

1 目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、_____会（以下、当会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

2 定義

- (1) 地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。
- (2) 画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3 地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

- (1) 特定個人及び建物等を撮影対象とすること。
- (2) モニター等を利用して常時監視を行うこと。

4 管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「_____地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

- (1) 管理運用委員会は、当会の正副会長を含む委員____名で構成する。
- (2) 委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、_____が担うものとする。
- (3) 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- (4) 管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

5 管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は7日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（SDカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「9」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

8 目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 画像データ等の閲覧

「9」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

(1) 閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

(2) 閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。

閲覧については、2名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11 画像データ等の持ち出し

「9」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

(1) 持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。

(2) 持ち出し作業は、2名以上の委員立ち合いのもと行うものとする。

(3) 持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。

(4) 持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12 苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13 保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14 その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

(例)

15 保守・維持管理のための積立金について

地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

附 則

1 この運用基準は 年 月 日から施行する。

任意様式

年 月 日

土地等使用承諾書

様

承諾者(土地等所有者)

住 所

氏 名

印

下記の、地域防犯カメラ設置に伴う

を使用することを承諾します。

記

住 所	
区 分	

1 期間

2 使用料

